相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市片町二丁目八七番地、最後の住所東京都新宿区市谷加賀町二丁目六番一号市谷加賀町アパートD－四〇一

被相続人　亡　辰村　米吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

事務所石川県金沢市大和町四番二一号

相続財産管理人　岡部栄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所三重県久居市牧町八番屋敷

被相続人　亡　小林平次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

三重県伊勢市東大淀町二三三番地一

相続財産管理人　西村　潔子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西淀川区福町二丁目三五六番地、最後の住所不詳、登記簿上の住所大阪市西淀川区福町二丁目一九番五号

被相続人　亡　角倉　萬治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階

相続財産管理人　弁護士　岩佐　嘉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍韓国、最後の住所大阪市中央区瓦屋町一丁目一四番三号メゾン日月二〇二号

被相続人　亡　岩本雅彰こと　**蔡**　昌明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階

相続財産管理人　弁護士　岩佐　嘉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県大庭郡米來村大字三﨑、最後の住所不明

被相続人　亡　矢谷　傳吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

岡山県真庭市勝山三三九番地三

相続財産管理人　下垣　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡吉賀町六日市八三九番地五、最後の住所広島市安佐北区安佐町大字飯室六八七四番地の一〇

被相続人　亡　三原　睦雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

事務所広島市中区八丁堀二番三一号　広島鴻池ビルディング九階

相続財産管理人　弁護士　定者　吉人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山陽小野田市大字西高泊八四四番地、最後の住所山口県宇部市松山町四丁目八番二五号

被相続人　亡　下村サツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

山口県宇部市則貞二丁目四番三七－二〇二号

相続財産管理人　安光　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市元結掛一丁目一一七番地一、最後の住所愛媛県宇和島市桜町二番五三号

被相続人　亡　三好　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

愛媛県宇和島市栄町港三丁目七番一〇号プレジデント皇神宇和島一〇〇五号

相続財産管理人　伊勢田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市大街道一丁目四番地一七、最後の住所愛媛県松山市北梅本町一六二四番地一

被相続人　亡　尾鷹　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

愛媛県松山市二番町三丁目三番地八　二番町ヒルズ六階

相続財産管理人　弁護士　三好　崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県吾川郡八田村一〇二番屋敷、最後の住所高知県吾川郡伊野町八田二四五一番地

被相続人　亡　津野　歌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

高知県吾川郡いの町八田二四〇〇番ロ地

相続財産管理人　森澤　正守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区恒見町五七五番地、最後の住所北九州市門司区黄金町二番一〇号

被相続人　亡　米田　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

事務所北九州市小倉北区大門二丁目二番三号二階ガイア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武藤　治樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所福岡市東区名島三丁目三番一二号

被相続人　亡　上田　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

福岡市中央区大名二丁目四番二二号新日本ビル三〇二号

相続財産管理人　杉田　邦彦

特別養護老人ホーム新築工事に係る入札のお知らせ

次の通り公募型指名競争入札に付します。

平成23年12月1日

社会福祉法人玄武会

理事長　古城　尚子

1．公募型指名競争入札に付する事項
　件名：（仮称）特別養護老人ホーム浜市ホーム新築工事
2．参加資格、要件
　兵庫県内又は大阪府内に主たる事業所を有する者かつ当法人が定める要件をすべて満たしている者
3．公告期間及び参加資格等確認申請書類交付期間、場所
　⑴　期間：平成23年12月１日～平成23年12月12日
　　（土、日曜日除く）午前10時～午後５時
　⑵　場所：兵庫県赤穂市片浜町227番地
　　社会福祉法人玄武会
　⑶　担当：亀田　（電話　0791―45―1113）
4．参加資格等確認申請書類提出期間、場所
　3．と同
5．入札、開札の日時及び場所
　⑴　日時：平成24年１月24日　午後２時より
　⑵　場所：赤穂市民会館　第３会議室